

# 米国の内向き志向が日本に及ぼす影響

## ～経済モデルによる試算結果を中心に～

高瀬 美帆（みずほ総合研究所 エコノミスト）

トランプ大統領の就任後、初めて開催された2月10日の日米首脳会談は、満額回答といえる結果だったが安心は禁物だ。日米貿易摩擦の歴史をみると、一度米国経済の足取りが怪しくなれば、大統領も保護主義的な姿勢をとらざるを得ない。その場合、経済モデルによる試算によると、日本では自動車産業が最も被害を受ける結果になった。トランプ大統領は白人労働者の不満を支持基盤としている上に、共和党からは「国境調整」という提案もなされており、米国の内向き志向には引き続き注意が必要だ。

### 1. はじめに

2月10日に行われた日米首脳会談は、安全保障における日米同盟の強化だけでなく、経済面に関しても、対米黒字や為替水準に対する言及を回避するなど、日本側にとって満額回答といえる結果となった。大統領就任後から首脳会談までの間には、トランプ大統領から日本の自動車産業や円安への批判がなされていたが、首脳会談によって当面の懸念は払しょくされたといえる。

もっとも、この会談結果をもって、通商関係を巡る米国の要求が抑えられると考えるべきではない。実際、トランプ政権は、3月1日に通商政策の骨子を示す最初の公式文書となる「2017年通商政策課題」を公表、すべての米国民にとってより自由で公正な形での貿易拡大を目指す方針を明らかにした。「米国民にとって」とある通り、そのメッセージは明確である。二国間交渉を前提に米国の経済成長の促進や雇用創出に資するかどうかのみを重視、意に沿わない場合は通商協定の再交渉も辞さないというものだ。これは選挙戦当初から、トランプ大統領や政権幹部が繰り返してきた主張である。トランプ政権は今後、二国間交

渉において「公正で相互主義的な市場アクセス」を担保できないと判断すれば、貿易救済措置や通商法301条等、米国が有する手段を総動員して市場開放を迫る可能性は十分にある。

現在の米国経済は景気回復局面にあるため、かつてのように産業界からの保護主義的な要求が激化する状況にはない。しかし、「トランプ大統領」誕生の支持基盤となった白人労働者層は、グローバル化によって自分たちの雇用が奪われたとの不満を強く持っている。トランプ大統領は、そうした白人労働者層に対するアピールという観点から、通商関係に関しては、ある程度強硬な姿勢をとると考えるべきだろう。

本稿では、米国の保護主義姿勢について、仮にそれが顕在化した場合に、日本経済がどのような影響を受けるかを分析する。

### 2. 米国保護主義の顕在化による影響

#### （1）日本の対米輸出の現状

まず初めに、日本の対米輸出の現状を整理しておこう。直近の2016年における日本の対米輸出金額は、14.1兆円（1,300億ドル）となっている。

これは、日本の輸出総額の20%に当たり、対中国(18%)を上回る最大の輸出相手国であることがわかる。次に、対米輸出金額の財別内訳をみると、自動車が4.4兆円(406億ドル)と、全体の31%を占める。したがって、仮に米国で保護主義的な手段が実行された場合、日本経済は自動車輸出を中心に大きな影響を受けることが予想される。

なお、以上は日本から米国への直接の輸出を見たものだが、組み立てなどのために他国を経由した間接的なものを含めると、日本の対米輸出依存度はより高くなる。日本から米国への付加価値輸出(日本で生み出された付加価値のうち、他国の経由も含めて最終的に米国に輸出された金額)は、2011年時点で12兆円(1,506億ドル)と、通常対米輸出金額(2011年:10兆円,1,257億ドル)よりも大きい。

## (2) 米国の輸入減少による影響試算

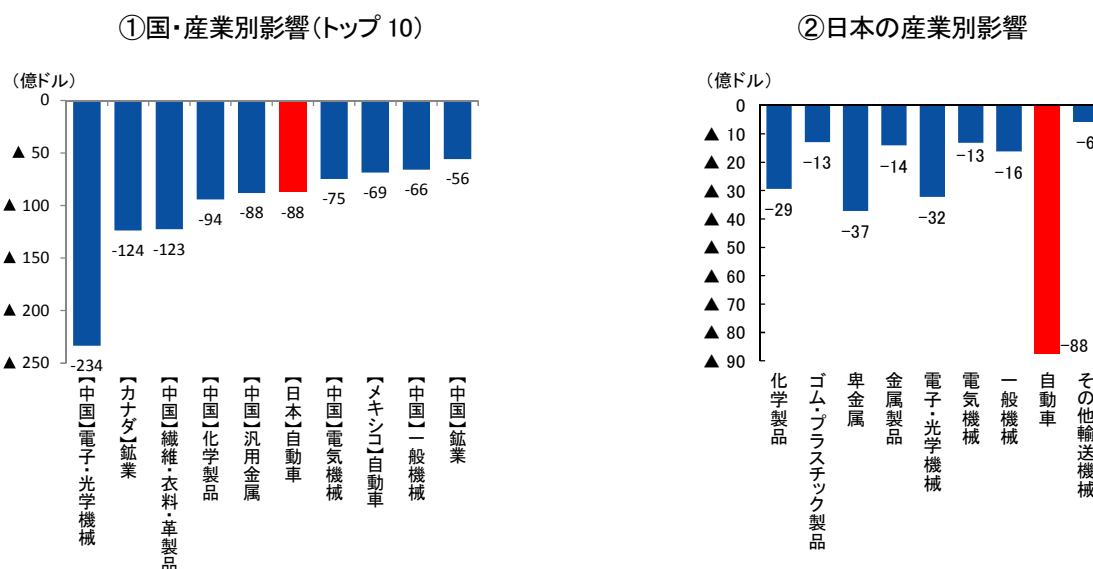
諸外国の対米輸出構造を踏まえて、米国の輸入が一律に10%減少した場合の世界的な生産波及効果を、世界産業連関表により試算した。まず、国別に試算結果をみると、中国(▲1,318億ドル)

の生産減少幅が最も大きく、NAFTAを構成するカナダ(▲581億ドル)、メキシコ(▲414億ドル)がそれに続いて、日本(▲349億ドル)も4番目の大きさになった。米国の保護主義が顕在化すれば、日本経済も比較的大きな影響を受けるといえるだろう。

次に、国別の影響を更に産業別に分けると、中国では電子・光学機械(▲234億ドル)が最も大きく、その他にも繊維・衣料・革製品(▲123億ドル)、化学製品(▲94億ドル)、汎用金属(▲88億ドル)、一般機械(▲66億ドル)、鉱業(▲56億ドル)など幅広い産業で影響を受ける結果となった。一方、カナダ、メキシコ、日本については、影響が大きい産業は限られており、カナダは鉱業(▲124億ドル)、日本・メキシコは自動車(日本:▲88億ドル、メキシコ:▲69億ドル)が大きな影響を受ける産業となった(図表1の①)。

最後に、日本への影響に焦点を絞って、産業別のインパクトをみると、やはり自動車(前掲:▲88億ドル)が突出した影響を受け、他の産業については限定的であることが確認された(図表1の②)。

図表1 米国の輸入(対全世界)が10%減少した場合の生産波及効果



注:公表されている取引基本表を基に、生産波及効果をみずほ総合研究所が試算。  
資料:“World Input-Output Database (WIOD)”より、みずほ総合研究所作成

以上より、米国保護主義が顕在化すれば、日本では自動車産業の影響が最も懸念されることが分かる。それに加えて、中国の電子・光学機器セクターが大きな影響を受けることからすれば、グローバルなサプライチェーンに組み込まれている日本の電子部品セクターにも、在庫削減の動きなどを通じて、一時的には試算以上の影響が表れる可能性がある。

### (3) 米国の関税引き上げによる影響試算

上記の試算は、米国の輸入が一律 10%減少した場合の波及効果を捉えたものである。しかし、実際に米国の保護主義が顕在化した場合に、米国の輸入がどの程度減少するかは議論のあるところだろう。また、産業連関分析の性質上、米国向け輸出の減少分を米国以外の国に振り向ける効果や、米国自身が増産する効果などを扱えないという問題もある。

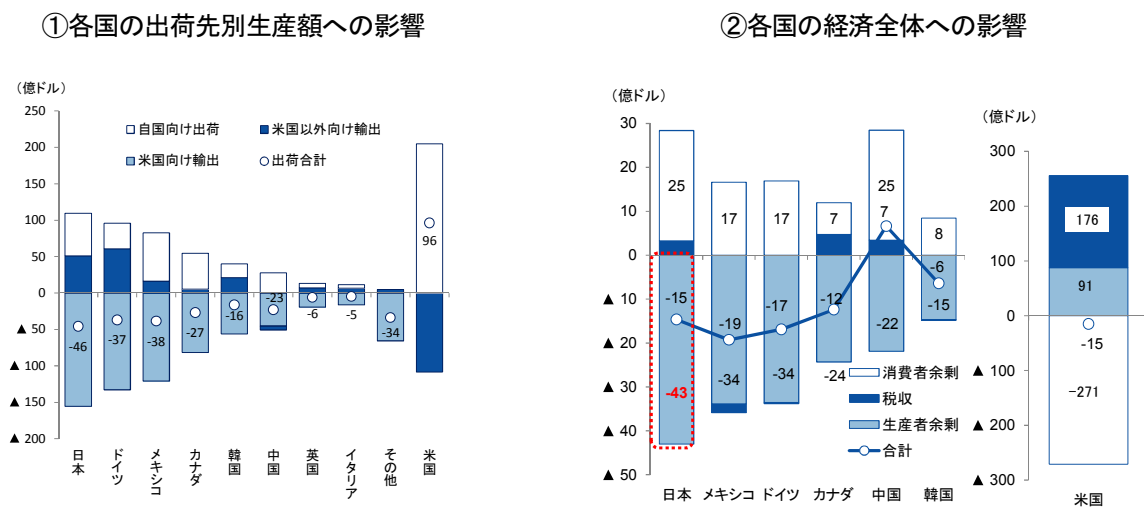
そこで、産業連関分析では扱えない効果も分析するために、米国が関税（対全世界）を 10%引き上げた場合の影響を、GSIM（Global Simulation Model）モデルを用いて試算する。なお、モデル

の特性上、試算の対象は、日本にとって最も影響が大きいと考えられる自動車に絞ることとする。

GSIM モデルによる試算の結果、米国の自動車関税引き上げによって最も影響を受けるのは、日本の米国向け輸出（▲156 億ドル）となった（図表 2 の①）。これは、先述の産業連関分析においても、日本の自動車産業が、世界の自動車産業の中で最大のマイナスとなったことと整合的である。

次に、GSIM モデルによる試算結果の特徴として、米国向け輸出の減少分が、自国向け出荷や米国以外向け輸出の増加によって補われる点がある。例えば、日本の米国向け輸出は上述のように 156 億ドル減少するが、同時に、日本向け出荷は 59 億ドル、米国以外向け輸出は 51 億ドル増加する結果となっている。これは、米国の関税引き上げによって米国向け輸出が減少したとしても、その 2/3 程度は、米国以外への出荷を増やすことでカバーできることを意味している。その背景にあるメカニズムとしては、①自国製品の販売価格の引き下げという直接的な経路に加えて、②関税引き上げが米国製品の国際価格上昇をもたらすと

図表 2 米国が自動車関税（対全世界）を 10%引き上げた場合の影響試算



注: Joseph Francois, Keith Hall による GSIM モデルに、“World Input-Output Database (WIOD)” (貿易データ) 及び“TRAINS” (関税データ) の直近データを反映し試算。

資料: “WIOD”, UNCTAD “TRAINS” より、みずほ総合研究所作成

いう間接的な経路がある。

GSIM モデルの2つ目の特徴として、米国自身の出荷への影響を把握できる点がある。今回の試算では、米国の出荷額は合計で96億ドルの増加となった。その内訳をみると、関税引き上げによって、輸入製品から米国製品へ需要がシフトするため、米国の自国向け出荷は205億ドル増加する。一方、上述のように、米国内で米国製品が保護されることの副作用として、国際市場での米国製品の競争力が低下するため、米国の輸出は109億ドル減少する。このように、関税引き上げが、米国の自動車産業にとって輸出先での市場シェアを失わせる「両刃の剣」であることは、GSIM モデルなどの経済モデルからの教訓として、肝に銘じておく必要があるだろう。

GSIM モデルの3つ目の特徴として、輸出・出荷といった生産者側の影響だけでなく、消費者側の負担や関税収入の変化も含めた経済全体への影響を分析できる点がある（前掲図表2の②）。試算結果を詳しく見ると、生産者側への影響をフォーマルに捉えた生産者余剰については、上述した出荷額の変化とほぼ等しい値となった（両者の定義の違いによって、若干の差はある）。他方、消費者負担への影響を捉えた消費者余剰は、米国以外の国ではプラス（消費者は負担減）となっており、生産者余剰のマイナスを相殺する方向に働いている。これは、上述したように、関税引き上げに伴う米国への輸出減を米国以外への輸出・出荷増で補うために、各国が販売価格を引き下げたためだ。特に、日本や中国はもともとの国内市場規模が大きいので、消費者余剰の増加幅も25億ドルと他国より大きくなっている。

関税引き上げが消費者や税収へ与える影響を試算に含めることで、最も姿が変わるのは、米国自身への影響である。米国の生産者余剰の増加額

は91億ドルと、先述の出荷増加額（96億ドル）とあまり変わらない。しかし、米国では、生産者余剰よりも税収（176億ドルの増加）や消費者余剰（271億ドルの減少）のインパクトの方が大きい点が重要だ。特に、消費者余剰の大幅なマイナスによって、米国全体では経済損失（15億ドル）が生じるとの結果になる。これは、政府が関税収入の増加分を経済対策に回したとしても、長期的な成長力向上につながるプロジェクトに使わない限りは、関税引き上げは米国自身にとってマイナスになることを意味している。さらには、税収増をメキシコ国境での壁建設のような成長力向上を阻害するプロジェクトに使えば、米国の経済損失は、ここでの試算以上に膨れ上がるだろう。

### 3. 「国境調整」の影響

これまでの試算に対して、現実的には、関税の引き上げといった事態は生じないという批判もあるだろう。しかし、米国大統領（正確には USTR：米国通商代表部）には通商法 301 条によって「外国の不正な貿易慣行」に対する調査・交渉・制裁発動（関税賦課）の権限が与えられているほか、立法を担う議会では、下院共和党を中心に法人税制への「国境調整」導入が提案されている。特に、この「国境調整」が導入されれば、実質的に全世界・全品目に対する関税引き上げと同様の影響をもたらす可能性があり、その行方が注目されている。そこで本節では、「国境調整」の概要とその問題点を確認し、それが導入された場合の具体的な影響を考察する。

#### （1）「国境調整」とは

「国境調整」は、下院共和党が2016年の大統領選に向けて公表した改革案“A Better Way :

Our Vision for a Confident America” に盛り込まれた提案の1つであり、その内容は、法人税の課税ベースに輸入を加え、逆に輸出を控除するというものである（図表3）。「国境調整」導入の目的は、法人税の構造を現在の「居住地主義」から「仕向地主義」に転換し、付加価値税（日本の消費税）に近づけることで、「企業立地に中立的」な法人税制を目指す点にある。この背景にある問題意識としては、諸外国は付加価値税において輸入課税・輸出免税を行っているのに対し、伝統的に連邦レベルの付加価値税を持たない米国は、その分高水準となっている法人税において輸入免税（費用控除）・輸出課税を行っているため、企業の国外流出を招いてしまっているという点がある。

もし、「国境調整」が共和党の主張通り「企業立地に中立的」なものであれば、「国境調整」は現在の法人税制がもたらす歪みを是正する措置として、納得せざるを得ないだろう。しかし、以下の理由から、共和党提案の「国境調整」は米国外生産を不利、米国内生産を有利に扱っており、「企業立地に中立的」とは言い難いものと考えられる。

### （a）法人税の「国境調整」は、国内生産品に人件費が課税されない分、国内生産に有利

まず、共和党が提案する法人税制における「国境調整」は、国内生産に費やされる人件費が課税ベースから控除される点で、「企業立地に中立的」な付加価値税とは異なる。付加価値税での「国境調整」は、輸入品、国内生産品のいずれについても、人件費が課税ベースに含まれるため、両者を平等に扱っているといえる。これに対して、法人税で「国境調整」を行う場合は、輸入品の課税ベースには人件費が含まれるが、国内生産品の課税ベースには人件費が含まれない。したがって、共和党が提案する法人税での「国境調整」は、人件費の分だけ国内生産品よりも輸入品の課税ベースが大きくなるため、輸入品にとって不利な制度といえる。

以上の点を、簡単な数値例で確認してみよう（次頁図表4）。仮に国内産最終製品（および同等の輸入品）の価格を100とし、その製造コストとして、中間財（部品など）分が40、投資財分が20、人件費分が30とする。企業の利益は、価格と製造コストの差である10となる。また、中間財や投資財の製造コスト・利益の比率（図中の前

図表3 下院共和党の法人税改革案(2016年6月24日)

項目	内容
税率引き下げ	法人税率を35%から20%に引き下げ
「仕向地主義・キャッシュフロー税制」への移行	
「国境調整」の導入(仕向地主義化)	輸入に課税し、輸出を控除
設備の即時償却(キャッシュフロー税制化)	有形・無形資産に適用。土地は適用外
純利払い費用の控除廃止(キャッシュフロー税制化)	利払い費用の控除は、利息収入を限度に
「テリトリアル課税」への移行など	
海外子会社からの配当免税	「全世界課税」方式から「テリトリアル課税」方式に移行
海外蓄積利益への課税	現金・現金同等物に8.75%、その他に3.5%(8年間)
その他	
欠損金の繰越期間の無期限化	欠損金の過去に遡っての繰り戻しは廃止
各種の租税特別措置の廃止	研究開発費用の税額控除は継続

資料: Office of Speaker of the House “A Better Way: Our Vision for a Confident America”より、みずほ総合研究所作成

段階)も、中間財 40 : 投資財 20 : 人件費 30 : 利益 10 とする。

こうした数値例の下で、付加価値税と法人税における「国境調整」の影響の違いを見ると、まず、輸入品については、どちらの税制においても、価格の全体である 100 が課税ベースとなる。

他方、米国内での生産品については、付加価値税と法人税の「国境調整」で、課税ベースに大きな違いが生じる。付加価値税の場合、まず、最終製品の人件費 (30) と利益 (10) が課税ベースとなる。次に、中間財 (40) と投資財 (20) は、最終製品段階では課税ベースから控除 (仕入控除) されるが、これらについても、前段階までにおいて、中間財や投資財の人件費や利益が課税ベースとなっている。こうした前段階までにおける人件費や利益も足し上げると、付加価値税における国内生産品の課税ベースは、最終製品の価格である 100 となり、輸入品の課税ベースと一致する。

一方、法人税の「国境調整」の場合、国内生産品については、課税ベースから人件費が費用として控除される。したがって、まず、最終製品段階では利益 (10) のみが課税ベースとなる。また、

前段階までの中間財や投資財についても、人件費が控除されるため、利益のみが課税ベースとなる。こうした前段階までの利益も足し上げると、法人税における国内生産品の課税ベースは 25 となり、輸入品の 100 と著しい差が生じる。

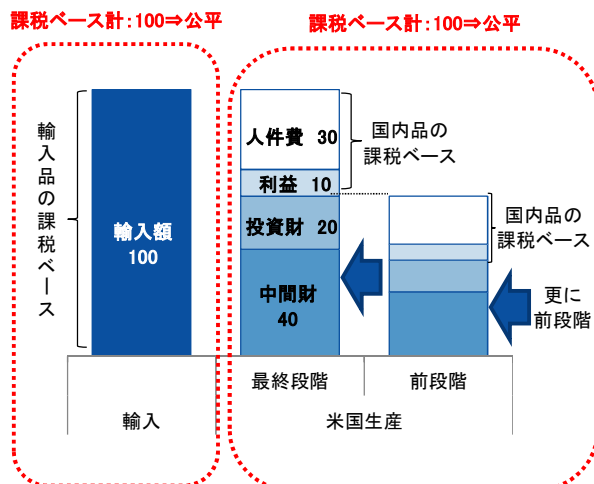
**(b) 「国境調整」が「中立的」となるには、数年～十年以上の価格調整期間が必要**

国内生産品については人件費が課税ベースから控除されるため、法人税での「国境調整」は国内生産品に有利であるとの批判に対して、理論的には、インフレやドル高によって人件費も税率と同率だけ上昇するため、輸入品と国内生産品とで、競争条件は変わらなくなるとの反論がある (Bond and Devereux (2002) など)。

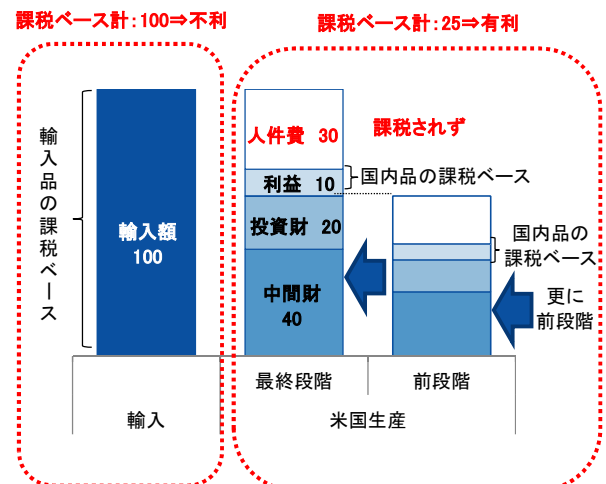
この点を次項図表 5 で詳しくみると、海外生産品については、先ほどと同様に「国境調整」の導入によって、輸入価格が税率分上昇する (図表 5 の①, 100⇒120)。他方、国内生産品についても、インフレやドル高によって中間財 (40⇒48)、投資財 (20⇒24)、人件費 (30⇒36) といった製造コストが軒並み税率と同率だけ上昇し、それを価格転嫁する形で販売価格 (100⇒120) も上昇する

図表 4 付加価値税と法人税における「国境調整」後の課税ベース比較

①付加価値税の場合



②法人税 (共和党案) の場合



資料: Avi-Yonah and Clausing “Problems with Destination-Based Corporate Taxes and the Ryan Blueprint”を参考に、みずほ総合研究所作成

(図表 5 の④)。この際、利益 (10⇒12) も税率分上昇するが、その分は税金 (2) として差し引かれるため、税引き後利益 (10) は変化しない。この結果、海外で輸入品を製造する企業の利益と、国内で国内品を製造する企業の利益 (税引き後) はどちらも 10 となる。Bond and Devereux (2002) は、こうした理論的結論をもって、「国境調整」(正確には、Bond and Devereux (2002) が扱っているのは、「仕向地主義・キャッシュフロー税制」であり、これは共和党提案の「国境調整」と「設備の即時償却」を合わせたものに対応する) が「企業立地に中立的」と主張している。なお、消費者にとっても、人件費が税率分上昇しているため、「国境調整」の導入前後で負担感に変化はないことになる。

このように、「国境調整」が「企業立地に中立的」であるという理論面からの主張は、米国内で税率と同率分のインフレやドル高が生じることが前提となっている。

しかし、現実的に、そうした条件がすぐに達成されるとは限らないだろう。共和党提案のように

「国境調整」を 20% の税率で導入した場合、それが「企業立地に中立的」なものとなるには、20% のインフレやドル高が生じなければならない。Bond and Devereux (2002) の理論モデルでは、瞬時に価格調整が起こると想定されているが、現実的には、そうした調整が完了するには、少なくとも数年～十年以上の時間がかかるであろう。こうした米国内での価格調整が完了するまでの間は、法人税の「国境調整」は、米国内の生産品に有利、輸入品に不利な税制になると考えられる。

## (2) 「国境調整」の影響試算

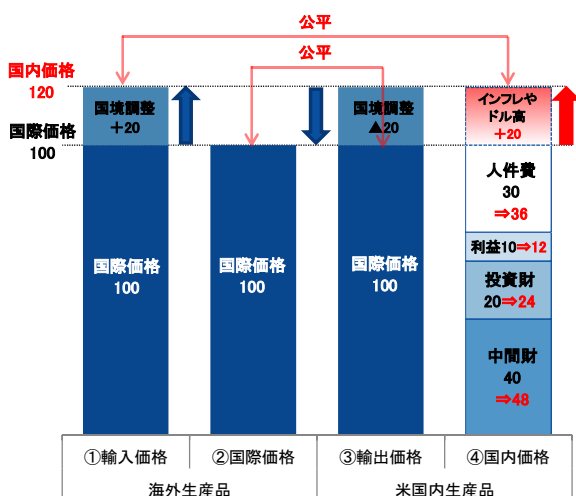
以上では、法人税で「国境調整」が導入されれば、米国内での価格調整が完了するまでは、企業活動に歪みをもたらす可能性があることを確認した。そこで、具体的に、「国境調整」によって日本経済にどの程度の影響が生じるかを、短期・中期に分けて考えよう。

### (a) 短期的影響～日系自動車メーカーは約 1 兆円の負担増

「国境調整」が導入された場合、短期的には、米国で活動する日系現地法人の税引き後利益に影響が表れると考えられる。そこで、20% の税率で「国境調整」が行われた場合の税引き後利益への影響を試算すると、日系現地法人全体では、法人税負担の増加額は小幅 (193 億円) にとどまった (次頁図表 6 の①)。「国境調整」による日系現地法人全体の法人税負担の増加幅が小幅なのは、輸入金額 (約 26 兆円) よりも輸出金額 (約 33 兆円) の方が多いためだ。見方を変えれば、「国境調整」が米国現地生産にとって有利に働くことが、試算に表れたものといえる。

ただし、業種別にみると、「国境調整」によって極めて大幅な負担増となる業種がある。例えば、情報通信機械や電気機械は、部品を輸入に頼って

図表 5 「国境調整」の「中立性」に関する理論的主張  
(Bond and Devereux (2002) など)



資料: Bond and Devereux "Cash Flow Taxes in an Open Economy" より、みずほ総合研究所作成

いるため、「国境調整」によって、それぞれ 0.2 兆円、0.1 兆円の負担増になると試算された。自動車産業ではより影響が大きく、製造子会社だけをみれば 0.1 兆円の負担減だが、完成車の輸入・販売子会社まで含めれば、0.9 兆円の大幅な負担増となった（図表 6 の②）。

**（b）中期的影響～負担増回避のため、米国への生産移管が行われる可能性も**

中期的には、上記のような米国への輸出に伴う法人税負担の増加を避けるため、貿易構造が変化する可能性がある。その場合、基本的には、本稿 2 (3) 図表 2 で GSIM モデルにより試算した関税の影響と類似の効果になるだろう。ただし、本稿 2 (3) 図表 2 の試算では関税引き上げを想定したが、「国境調整」では、輸入への課税に加えて、輸出の免税も行われる点が異なる。そこで、輸出の免税を輸出補助金と同様のものと捉えたうえで、20%の関税引き上げと輸出補助金を前提として、GSIM モデルにより経済的影響を再度試算（対象は関税のみの試算と同様に、自動車に限定）したところ、おおむね 10%の関税引き上げと同様の傾向となった（図表 7、金額の規模は今回の試

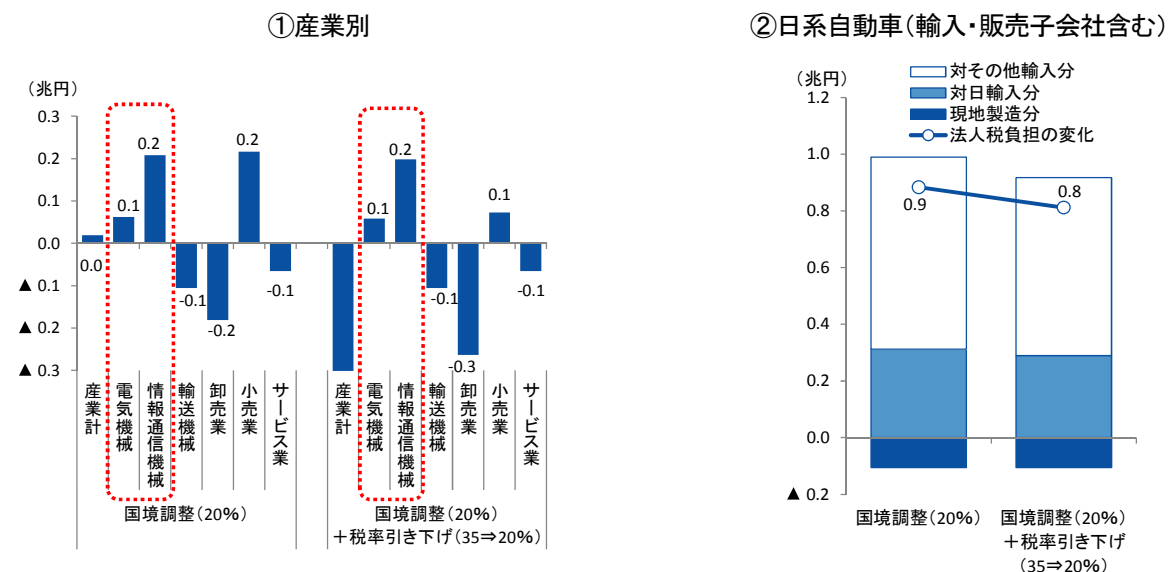
算結果の方が大きい）。

ただし、次の点では、試算結果に違いが表れている。まず、米国自身への影響については、関税引き上げのみの場合は税収が大幅なプラスだったが、輸出補助金も加えた試算では、税収は小幅なマイナス（20 億ドル）となった。税収が失われた分は輸出補助金として生産者余剰（400 億ドル）に回るため、消費者余剰は関税引き上げのみの場合と同様に大幅なマイナス（753 億ドル）となった。また、米国以外への影響についてみると、日本は大きな傾向に違いはないが、カナダや中国で消費者余剰（カナダ：83 億ドル、中国：79 億ドル）が高めに出る結果となった。

このように、「国境調整」が導入された場合には、ある程度相殺されるとはいえ、米国以外の国の生産が減少し、米国の生産が増加する影響が生じると考えられる。現実の動きとしては、この一部は、日本から米国への生産移管という形で表れる可能性がある。

ただし、仮に「国境調整」が導入された場合でも、その継続性については不確実性が高い。WTO 協定違反が認定される可能性があるほか、上述の

図表 6 「国境調整」が在米日系現地法人の法人税額に与える影響試算



資料: 経済産業省「海外事業活動調査(2014年度)」, 財務省「貿易統計」などより、みずほ総合研究所作成



ような消費者負担の重さが認識されることで、数年後に次期政権によって政策転換が行われる可能性もある。したがって、「国境調整」が導入されたとしても、日本から米国への生産移管が行われるかどうかは、政策の継続性に大きく左右されるだろう。

#### 4. おわりに

本稿では、米国保護主義が顕在化した場合の日本経済への影響について、グローバルなサプライチェーンを通じた影響を含めて検討した。その結果、米国の輸入が減少すると、日本では自動車産業が直接的に大きな打撃を受けることが試算されるとともに、中国の電子・光学機器セクターの在庫削減を通して、日本の電子部品産業に試算以上の影響が生じる可能性があることを指摘した。

米国における保護主義の具体的な動きとして、当面の動向が注意されるのは、下院共和党が2016年に提案した法人税の「国境調整」である。本稿では、これが導入された場合には、共和党の主張とは異なり、長期の価格調整期間を経なければ、「企業立地に中立的」なものとはならないことを確認した。その上で、「国境調整」が導入された場合の影響を試算したところ、短期的には、自動車（▲0.9兆円）や情報通信機械（▲0.2兆円）、電気機械（▲0.1兆円）といった業種で、在米日系現地法人の税引き後利益が下押しされることが分かった。また、中期的には、そうした法人税負担の増加を回避するために、米国向け輸出が抑制され、さらには米国への生産移管が行われる可能性もある。経済モデルによる試算では、米国向け輸出の減少分の2/3程度は、米国以外への輸出の増加によって相殺されるが、残りの1/3は、米国への生産移管などにつながる結果となった。

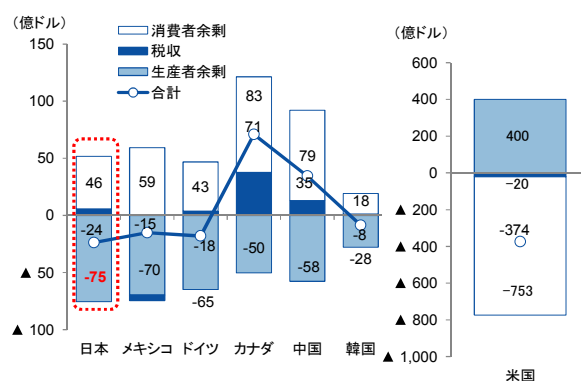
このように、米国の保護主義が顕在化すれば日

本経済にも大きな影響が生じるため、「国境調整」を中心に、その行方が注目される。最近の動きとしては、米国内でも「国境調整」によって打撃を受ける小売業界などから大きな反対の声が上がっており、下院共和党が修正を検討しているとの報道もみられる。

そもそも、「国境調整」の導入によって大きな打撃を受ける業界が存在するのは、導入時から20%もの高税率でスタートするためだ。先述のように、20%の「国境調整」が「企業立地に中立的」なものとなるには、20%ものインフレ・ドル高が必要であり、現実的な政策とは言い難い。したがって、「国境調整」を導入する場合に、現実的な選択肢の1つは、日本の消費税増税幅のように、数%という低めの税率で導入することだろう。これならば、米国内での価格転嫁に時間がかからないため、比較的早期に「国境調整」が「企業立地に中立的」なものとなり、小売業界などの打撃も軽微に抑えられると考えられる。

他方、そのような低い税率で「国境調整」が落ち着いた場合、トランプ大統領の支持者である白

図表7 「国境調整」が各国の経済全体に与える影響



注1: 「国境調整」(20%)導入の効果、モデル上は関税・輸出補助金(いずれも20%)の効果として試算。

2: Joseph Francois, Keith Hall による GSIM モデルに、「World Input-Output Database (WIOD)」(貿易データ)

及び「TRAINS」(関税データ)の直近データを反映し試算。

資料: 「World Input-Output Database」, UNCTAD「TRAINS」より、みずほ総合研究所作成

人労働者層の納得は得られにくいだろう。そうすると、複数の国と進める二国間通商交渉において、高関税の賦課という威嚇を用いながら、他国に「不公正な貿易慣行」の是正、対米投資の拡大などを要求する可能性がある。交渉が決裂した場合には、他の交渉相手国への「見せしめ」として、実際に関税賦課が実施される可能性も否定できないだろう。

実際、こうした手法は、1980年代半ばから1990年代半ばには、通商法301条に基づく措置として多用されてきた。1990年代半ば以降は、WTO協定に違反する可能性が高いことからほとんど用いられていないものの、トランプ大統領の交渉スタイルに合致する手法であり、利用が増える可能性はある。現在の米国にとって最大の貿易赤字相手は中国だが、日本に対しても円安への不満が根強いいため、今後の「トランプ保護主義」のリスクとして注意しておく必要があるだろう。

※本稿は、「みずほレポート2017年2月28日 トランプ保護主義の日本経済への影響—国境調整や日米経済対話への心構えはどうあるべきか」のエッセンスをとりまとめたものである。より詳細な分析については、同レポートを参照されたい。

<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/report/report17-0228.pdf>

## 《参考文献》

- Avi-Yonah, Reuven S. and Kimberly A. Clausing (2017) “Problems with Destination-Based Corporate Taxes and the Ryan Blueprint,” U of Michigan Law & Econ Research Paper No. 16-029, February
- Bond, S. R., and M. P. Devereux (2002) “Cash Flow Taxes in an Open Economy,” CEPR Discussion Paper No. 3401, May
- Office of the Speaker of the House (2016) “A Better Way: Our Vision for a Confident America,” June

プロフィール

たかせ みほ

みずほ総合研究所 調査本部経済調査部（現アジア調査部中国室） エコノミスト。2016年、みずほ総合研究所入社。2016年4月より、日本経済の調査担当。著書に、『経済がわかる論点50』（共著、東洋経済新報社）。